

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当そ)

鳥取県告示第二百八十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類	番 号	氏 名	本 籍 地
高等学校教諭二級普通免許状	昭四二高二普第三号	森 本 怡津代	鳥取県
"	第四号	野 田 寿恵吉	"

鳥取県告示第二百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条三ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採 点 数 表
林原外科医院	赤崎郡赤崎町	外科、胃腸科、皮膚科、小児科	林原不二夫	昭和四十三年三月十五日	乙表点数表
三好 内科	米子市道笑町一丁目〇九二	内科、小児科	三好三七夫	三十日	"
森脇耳鼻咽喉科	倉吉市越殿町一〇五〇の三	耳鼻咽喉科、気管食道科、内科、胃腸科、循環器科	森脇 良省	"	"
早瀬 医院	鳥取市川端五丁目	"	"	十五日	"
丁目一〇六	"	"	"	"	"
早瀬 医院	"	"	"	"	"

告 示

- ◆ 正誤
- 教育職員の免許状の授与
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準
- 健康保険法による保険医療機関の指定の取消し
- 健康保険法による保険医の登録の取消し
- 家畜伝染病による結核病検査等の実施
- 水産振興資金の融通要綱の一部改正・
- 保安林予定森林にする旨の通知
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の解散
- 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
- 県営ほ場整備事業に係る換地計画の決定
- 土地の用途廃止
- 正 岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則中訂

鳥取県告示第二百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第二百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十三年四月一日から適用し、昭和四十二年五月鳥取県告示第三百五十七号（健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について）は、廃止する。

鳥取県知事
石破二朗

看護料支給基準

看護の給付対象者	一日当たりの看護料
看護婦	一日当たりの看護料
コレラ患者、痘瘡患者、発疹チフス患者及びペスト患者	二、〇〇〇円
一に掲げる患者以外の法定伝染病患者	一、五九〇円
急性灰白髄炎患者、開放性結核患者、結核病棟に収容された非開放性結核患者及び精神病患者	一、六〇〇円 二、二七〇円 一、二二〇円

菊川病院	中本内科医院	山本外科医院	タムラ病院	上田病院
境港市上道町	○大字八橋一七町	東品治町二八	瓦町九	鳥取市西町
整形皮膚科、外	東伯郡東伯町	内科、循環器科	外科、胃腸科、小兒科、呼吸器科	精神科、神經科
菊川秀親	科	科	田村裕雄	上田治
"	中本	山本	"	"
"	二郎	穣	一日	十三日
"	"	"	乙表点数表	甲表点数表
"	"	"	"	"

00450

三	一及び二に掲げる患者以外の患者	一、三三〇円	二、〇六〇円	九三〇円
---	-----------------	--------	--------	------

氏名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
大島隼人	鳥齒二六四	昭和四十三年四月一日

備考

1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。

- 2 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたときは、一日当たり看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

鳥取県告示第二百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定に基づき、次の保険医療機関の指定を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石破二朗

診療所の名称	所 在 地	指定の取消しの年月日
大島歯科医院	八頭郡船岡町船岡二七八の五	昭和四十三年四月一日

鳥取県告示第二百九十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除、ひな白痴検査及びふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛、鶏及びみつばちの所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病、ひな白痴及びふそ病予防のため
二 實施する区域 別表のとおり
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定に基づき、次の保険医の登録を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痴検査

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石破二朗

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
ふそ病検査

みつばち

4

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

4 だに駆除 B.H.C散布

5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

6 ふそ病検査 肉眼的検査及び細菌学的検査

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	
			次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次		
五月十三日	関金町	立農原新興診療場、鳥取県農業經營大學校																																
五月十六日	大栄町	岩船、平和診療場																																
五月十七日	東伯町	明高、清水、荒田、今西、崎山																																
五月十八日	中津原、三本杉、別宮	中津原、三本杉、別宮																																
五月十九日	徳昌	徳昌																																
五月二十日	立農原新興診療場、鳥取県農業經營大學校	立農原新興診療場、鳥取県農業經營大學校																																
五月廿一日	岩船、平和診療場	岩船、平和診療場																																
五月廿二日	明高、清水、荒田、今西、崎山	明高、清水、荒田、今西、崎山																																
五月廿三日	中津原、三本杉、別宮	中津原、三本杉、別宮																																
五月廿四日	徳昌	徳昌																																
五月廿五日	立農原新興診療場、鳥取県農業經營大學校	立農原新興診療場、鳥取県農業經營大學校																																
五月廿六日	岩船、平和診療場	岩船、平和診療場																																
五月廿七日	明高、清水、荒田、今西、崎山	明高、清水、荒田、今西、崎山																																
五月廿八日	中津原、三本杉、別宮	中津原、三本杉、別宮																																
五月廿九日	徳昌	徳昌																																
五月三十日	立農原新興診療場、鳥取県農業經營大學校	立農原新興診療場、鳥取県農業經營大學校																																
五月卅一日	岩船、平和診療場	岩船、平和診療場																																

ふそ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
五月六日	倉羽倉吉市	各鶏舎
五月七日	倉羽倉吉市	"
五月八日	倉羽倉吉市	"
五月九日	倉羽倉吉市	"
五月十日	倉羽倉吉市	田内、清谷養ほう場
五月廿一日	倉羽倉吉市	長和田
五月廿二日	倉羽倉吉市	竹内、坂上
五月廿三日	倉羽倉吉市	棚下
五月廿四日	倉羽倉吉市	松神
五月廿五日	倉羽倉吉市	鴨河内
五月廿六日	倉羽倉吉市	上古川
五月廿七日	倉羽倉吉市	閑金宿
五月廿八日	倉羽倉吉市	尾田、三江、横田、下福田、下米積

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十七日	三朝町	木地山
五月二十八日	三朝町	富海
五月二十九日	倉吉市	大河原
五月三十日	倉吉市	真野原
五月卅一日	倉吉市	木地山
五月廿二日	北東倉吉市	木地山
五月廿三日	北東倉吉市	木地山
五月廿四日	北東倉吉市	木地山
五月廿五日	北東倉吉市	木地山
五月廿六日	北東倉吉市	木地山
五月廿七日	北東倉吉市	木地山
五月廿八日	北東倉吉市	木地山
五月廿九日	北東倉吉市	木地山
五月三十日	北東倉吉市	木地山
五月卅一日	北東倉吉市	木地山

鳥取県告示第二百九十一号

水産振興資金の融通要綱（昭和三十七年五月鳥取県告示第二百九十五号）の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月一日から適用する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附則第七項の次に次の二項を加える。

8 昭和四十三年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの期間においては、漁業用機器資金（ロープワインダーの購入）の融資に限り、沖合底びき網漁業者を第一條に規定する漁業者等とみなし、この要綱を適用する。

鳥取県告示第二百九十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けだから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林予定森林の所在地

気高郡青谷町大字桑原字猿渡八一五の三から八一五の五まで、八一五の七から八一五の一三まで、八一五の一五から八一五の一九まで、八一五の二二から八一五の二五まで、字鳴ヶ谷八一八の二から八一八の四まで、八一八の六から八一八の一〇まで、字猿渡東平八一九の三から八一九の六まで、八一九の九、八一九の一から八一九の一四まで、八一九の一六から八一九の二三まで、八一九の二五、字ヲキナ谷八二の三、八二の五から八二の一〇まで、八二二の一二から八二の一六まで、字空夏日八二三の一四、八二三の二一、八二三の二四、八二三の二

五、字奥露八四四の一〇、字フタマタ八五一の三、八五一の四、字長坂八五二の五から八五二の一ニまで、八五二の一〇、八五二の二一、字大広戸九一八の三、九一八の四、九一八の六、九一八の七、九一八の九、九一八の一、九一八の一四から九一八の一九まで、字大瀧九二三の一から九二二の三まで、九二三の五、九二二の六、九二二の八、九二二の九、九二二の一一、九二二の一三から九二三の二〇まで、字サガリカヤ西平九二三の一から九二三の八まで、字サガリカヤ九二七の一、九二七の二、九二七の四、九二七の六、九二七の七、九二七の九から九二七の一八まで、字奥隈内九二九の三から九二九の一〇まで、九二九の一二、九二九の一三、九二九の一六、九二九の一七、九三〇、大字紙屋字尾花五三七から五五三まで、五五三の内第一、五五四から五五八まで、五五八の内第一、五五九の一、五五九の二、五六三、五六四、五六四の内第一、五六五、五六五の一、五六五の二、五六六から五六八まで、字早稻谷口五六九から五七三まで、五八二の一、五八三の一、字早稻谷五七四、五七五、五七六の一から五七六の三まで、五七七の一、五七七の五から五七七の七まで、五七八、五七九、五八四の一、五八四の二、五八五の一から五八五の三まで、五八六から五九〇まで、五九二、五九三、五九五から五九八まで、字東山六一八の一から六一八の一まで、六一九の一、六一九の五から六一九の二〇まで、六二〇の一から六二〇の二まで、六二一の一から六二一の六まで、六二二の一から六二二の六まで、六二三の一、六二三の六から六二三の九まで、六二四の一から六二四の一二まで、六二五の一から六二五の一三まで、大字澄水字下山神五七〇の一、五七〇の二、五七〇の一四から五七〇の三八まで、五七一から五七三まで、五七三の一、五七四から五七七まで、字長畑三九四、四

○一、四〇一の一、四〇二、四〇六の次一、四〇九の次一、六五七の一から六五七の一〇まで、六五七の一二から六五七の一六まで、六五八から六六一まで、六六二の二、六六三、六六四の一から六六四の五まで、六六四の七から六六四の九まで、六六五、六六五の二、字上山神四二八、四二八の一、四二九、六六六、六六七、六六八の一、六六九の一から六六九の四まで、六六九の六から六六九の一四まで、字滝上四五三、四五三の一、四五四、六七〇の一、六七〇の五から六七〇の一二まで、字孫獅子谷六七一の一から六七一の六まで、六七二の一から六七二の七まで、六七三の一から六七三の三まで、六七三の五から六七三の四〇まで、字小滝四六〇、六七四の一から六七四の八〇まで、六七五から六七七まで、字大谷口東平六八三の一から六八三の一三まで、字大谷口西平六八四、字赤谷六八五の一から六八五の二六まで、大字楠根字伝淵五四二の二から五四二の四まで、五四二の一、五四二の五から五四二の二二まで、字澄谷五四三の一、五四三の二、五四三の四から五四三の六まで、大字八葉寺字大蛇山七八四の一、七八四の二、七八五から七九二まで、七九三の一から七九三の四まで、七九四の一、字東岩落七九五から八〇一まで、八〇二の一から八〇二の四まで、八〇三から八〇五まで、八〇五の一、八〇六から八〇九まで、八〇九の一、八一〇、八一〇の内第一、八一〇の二、八一から八一三まで、字小ヨロ平八一四の一、八一四の二、八一五の一、八一六の一から八一六の三六まで、字ダン八一七の一から八一七の四〇まで、字滝ノ下本平八一九、字大蕪西平八二三の三から八二三の三七まで、八二三の四一から八二三の四三まで、八二四から八二七まで、八二七の二、字西岩落八二八、八二九、八三〇の一から八三〇の五まで、八三一の一から八三一の三まで、八三二の一、八

六六九の四まで、六六九の六から六六九の一四まで、字滝上四五三、四五三の一、四五四、六七〇の一、六七〇の五から六七〇の一二まで、字孫獅子谷六七一の一から六七一の六まで、六七二の一から六七二の七まで、六七三の一から六七三の三まで、六七三の五から六七三の四〇まで、字小滝四六〇、六七四の一から六七四の八〇まで、六七五から六七七まで、字大谷口東平六八三の一から六八三の一三まで、字大谷口西平六八四、字赤谷六八五の一から六八五の二六まで、大字楠根字伝淵五四二の二から五四二の四まで、五四二の一、五四二の五から五四二の二二まで、字澄谷五四三の一、五四三の二、五四三の四から五四三の六まで、大字八葉寺字大蛇山七八四の一、七八四の二、七八五から七九二まで、七九三の一から七九三の四まで、七九四の一、字東岩落七九五から八〇一まで、八〇二の一から八〇二の四まで、八〇三から八〇五まで、八〇五の一、八〇六から八〇九まで、八〇九の一、八一〇、八一〇の内第一、八一〇の二、八一から八一三まで、字小ヨロ平八一四の一、八一四の二、八一五の一、八一六の一から八一六の三六まで、字ダン八一七の一から八一七の四〇まで、字滝ノ下本平八一九、字大蕪西平八二三の三から八二三の三七まで、八二三の四一から八二三の四三まで、八二四から八二七まで、八二七の二、字西岩落八二八、八二九、八三〇の一から八三〇の五まで、八三一の一から八三一の三まで、八三二の一、八

六六九の四まで、六六九の六から六六九の一四まで、字滝上四五三、四五三の一、四五四、六七〇の一、六七〇の五から六七〇の一二まで、字孫獅子谷六七一の一から六七一の六まで、六七二の一から六七二の七まで、六七三の一から六七三の三まで、六七三の五から六七三の四〇まで、字小滝四六〇、六七四の一から六七四の八〇まで、六七五から六七七まで、字大谷口東平六八三の一から六八三の一三まで、字大谷口西平六八四、字赤谷六八五の一から六八五の二六まで、大字楠根字伝淵五四二の二から五四二の四まで、五四二の一、五四二の五から五四二の二二まで、字澄谷五四三の一、五四三の二、五四三の四から五四三の六まで、大字八葉寺字大蛇山七八四の一、七八四の二、七八五から七九二まで、七九三の一から七九三の四まで、七九四の一、字東岩落七九五から八〇一まで、八〇二の一から八〇二の四まで、八〇三から八〇五まで、八〇五の一、八〇六から八〇九まで、八〇九の一、八一〇、八一〇の内第一、八一〇の二、八一から八一三まで、字小ヨロ平八一四の一、八一四の二、八一五の一、八一六の一から八一六の三六まで、字ダン八一七の一から八一七の四〇まで、字滝ノ下本平八一九、字大蕪西平八二三の三から八二三の三七まで、八二三の四一から八二三の四三まで、八二四から八二七まで、八二七の二、字西岩落八二八、八二九、八三〇の一から八三〇の五まで、八三一の一から八三一の三まで、八三二の一、八

三二の二、八三三の一、字馬乘畠八三四の一、八三四の二、八三五の

一、八三五の二、八三六から八三八まで、八三八の一、八三九、八四〇、

八四〇の内第一、八四一、八四二の一、八四二の二、八四三、八四四、

八四四の一、八四五、八四五の一、八四五の二、八四六、八四七、八四八の一から八四八の四まで、八四九の内第一、八四九の二から八四九の

五、八五〇の一、字中尾八五一から八五五まで、八五五の第一、八五六、

八五六の一、八五七、八五八、字サガ岩八五九、八五九の内第一、八五

九の内第二、八五九の一、八六〇から八六二まで、字西管原八六三の一から八六三の五〇まで、八六三の五二から八六三の五八まで、字小滝八

六四から八六七まで、八六七の内第一、八六八、八六九の一から八六九

の五まで、八七〇、字日南尾八七一から八七五まで、八七六の一から八

七六の三まで、八七七、八七七の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山高浜二一六四の四四九

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十四号

西伯郡大山町国信 赤松土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、大鷗地区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月十六日

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市葵町 倉吉市役所

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの方は、この告示に係るこれらの土地、物件又は権利に關し権利を有する者は、この告示に係る決定に対しても異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百九十五号

西伯郡淀江町大字稻吉山根研次ほか四十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農道整備）事業については、土地改良法（昭和四十三年四月十六日）

00455
第3927号

昭和43年4月16日 火曜日

鳥取県告示第二百九十七号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月十六日から用途廃止した。

昭和四十三年四月十六日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	面 (平方 メートル)	用 途
鳥取市岩倉字顯国寺	一四六ノ次二番地先から 一四九ノ三番地先まで	一二五・七八	道路敷
岩美郡国府町大字奥谷字山崎	二五ノ一三番地先	三一・〇九	"
"	"	三九・〇四	水路敷
"	一一四ノ一五番地先から 一一四ノ一八番地先まで	七四・七〇	"
鳥取市岩倉字顯国寺	二四七ノ二番地先から 二四七ノ三番地先まで	一二一・四二	"
"	字大島二四九ノ二番地先		

正誤

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則（昭和四十三年四月

鳥取県規則第二百四号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞段行誤正

一下 終わりから六 一三、三四〇円 一二、三四〇円